

令和7年6月30日 仙台市民オンブズマン
旧統一教会関連政務活動費返還請求訴訟判決へのコメント

令和7年6月30日、仙台地方裁判所第2民事部において、旧統一教会関連政務活動費返還請求訴訟の判決がなされた。実質的に被告とされた石川光次郎、佐々木喜藏、高橋伸二、庄田圭佑議員（元議員含む）に対し、旧統一教会のイベント等に参加した際の交通費等の支出が違法であるとして、その返還を求めた裁判である。本判決では、各議員全員について、一部の支出が違法であると認められた。

具体的には、旧統一教会関連のイベント（ピースロードフェスティバルの式典参加（管理番号5、9、17）、庄田議員の講演拝聴（管理番号35））に参加したことについて、意見交換を伴っていないと認められ、違法とされた。

本件は、多額の請求を求めるものではなく、議員としての旧統一教会関連支出を是とするか非とするか、また政務活動費支出について、まともに報告をしていないときにどのような判断がなされるべきか、ある種理論的な裁判であったため、金額は関係ない。一部勝訴という結論ではあるものの、議員の、旧統一教会に関する活動について司法が非と判断したことについては一定の意義がある。

しかし、本判決は、従前の政務活動費訴訟における主張立証責任の構造を踏まえていない。すなわち先例に倣い「政務活動費の支出の客観的な目的や性質に照らして、当該支出と議員活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められないことを推認させる一般的・外形的な事実の存在が認められる場合において、被告のみならず補助参加人も、当該支出により県政に関する具体的な調査研究が現になされたなどの特段の事情を主張して反証しないときは、当該支出は手引に合致しないものに支出されたと推認」するのが相当である。本判決は、政務活動費の透明性を確保すべくこれまで積み上がってきた裁判例の考え方を理由無く採用しておらず、不当な判決であると言わざるを得ない。

従前の考え方を採用していないため、本件では、補助参加人らは、自身の政務活動の内容をほぼ全く記憶していないにもかかわらず、殆どの支出について適法と判断されることになった。

本件では、報告書にまともに記載がない上、尋問においてもほぼ記憶にない旨証言しているにもかかわらず、「意見交換をしなかったとは言えない」、「直ちに調査研究の実質を伴うものであったことが否定されるとはいいい難く」といった議員救済的な判断をしている。

控訴するか否かは、追って検討する。

以上